

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります

問 総務課行政総務係 ☎ 516719

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に
マイナンバー（12桁の個人番号）が通知されます。

- ▶市から住民票の住所に通知カードが郵送されます。
- ▶通知カードを受け取られたかたは、同封された申請書を郵送することなどにより、平成28年1月から、市の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。



ロゴマーク
愛称：
マイナちゃん

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策などの行政
手続きで利用します。

- ▶年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。

マイナンバーをむやみに他人に提供することはできません。

- ▶マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。
- ▶他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。

マイナンバーの期待される3つの効果

国民の利便性の向上

添付書類の削減など行政手続きが簡素化され、負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合や入力などに要する時間や労力が削減されるとともに、より正確に行うことができます。

公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っているかたにきめ細やかな支援を行うことができます。

※詳しくはホームページを確認してください。「内閣官房」<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

全74,000セット 地域活性化プレミアム付商品券を販売します

問 商工労政課商工係 ☎ 516773・十和田商工会議所 ☎ 241111・十和田湖商工会 ☎ 72201

地元消費の拡大と市内経済の活性化のため、1万円で1万2千円の買い物ができるお得な商品券を販売します。

- 販売価格 1セット1万円
- 商品券の内容 千円券×12枚
※1人4セットまで
- 販売期間 6月1日(月)～6月19日(金)
午前10時～午後5時30分
- 使用期間 6月1日(月)～10月15日(木)

販売場所と販売日程 ※土日の販売はありません

販売場所	6月1日～6月12日	6月15日～6月19日
市総合体育センター	○	×
十和田商工会議所	×	○
十和田湖商工会	○	○
観光物産交流施設 (アートステーショントワダ内)	○	×

※売り切れ次第、販売終了となります

市民税非課税世帯（均等割・所得割）には、上記商品券を1セット8千円で2セットまで購入できる割引券を送付します。18歳未満の子どもが3人以上いる世帯には、上記商品券を1セット8千円で5セットまで購入できる割引券を送付します（両方に該当する世帯は5セットまで）。

割引券用販売期間 5月25日(月)～30日(土) 午前10時～午後5時30分 ※期間内の購入にご協力ください
割引券用販売場所 市総合体育センター・十和田湖商工会（十和田湖商工会は29日(金)まで）

※詳しくは十和田商工会議所・十和田湖商工会・市ホームページで確認してください。